

鶴田町建設工事最低制限価格制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）における最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「最低制限価格制度」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、競争入札に当たっての最低制限価格（予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下「税込」という。）の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準として設定する価格をいう。以下同じ。）を設定し、落札者を決定する制度をいう。

(対象となる競争入札)

第3条 最低制限価格制度の実施の対象は、町が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札で、予定価格（税込）が2,000,000円を超えるものとする。

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、次の各号に掲げる額（消費税及び地方消費税を除く。以下「税抜き」という。）の合計額（以下「最低制限基準額」という。）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、最低制限基準額（税抜き）を予定価格（税抜き）で除して得た割合が100分の90を超える場合にあっては100分の90、100分の70に満たない場合にあっては100分の70を予定価格（税抜き）に乘じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の90を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費相当額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合の最低制限価格は、予定価格（税抜き）に100分の70から100分の90の範囲内で定める

割合を乗じて得た額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

3 前 2 項の規定に基づく算出において、1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(落札者の決定)

第 5 条 最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格を持って申込みをした者を落札者とする。

(入札執行回数)

第 6 条 競争入札を実施する場合の入札執行回数は、原則として 1 回を限度とする。ただし、最低制限価格を下回る価格による申込みをした者が 2 者以上あり、かつ、落札者がいない場合の入札は、3 回まで行うものとする。

(最低制限価格の周知)

第 7 条 最低制限価格を設定したときは、当該競争入札に参加しようとする者に対し、当該競争入札に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(最低制限価格制度の対象外)

第 8 条 最低制限価格の設定が不適切と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による改正後の鶴田町建設工事最低制限価格制度要綱の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に締結する建設工事の請負契約のうち、平成 31 年 10 月 1 日以後に引渡しを受けるものについて適用し、同日前に引渡しを受けるものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和５年７月２７日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年５月１５日から施行する。